

信託法

道垣内弘人

2017年5月発売／460頁／本体3500円＋税
A5判／上製



編集
担当者
から

本書は、かつて本誌で「さみしがりの信託法」(331号～354号)を連載した著者による
待望の体系書です。

「信託法」といっても、読者の皆さんにはあまり馴染みのない法律かもしれませんが、「土地
信託」「遺言信託」「投資信託」といった言葉を見聞きしたことはあるでしょう。信託法とは、金融取引
や財産管理において近年盛んに行われるようになったこれら信託取引の基本ルールを規律する民法の特
別法で、現行法は、2006年に旧信託法(1922年制定)を全面改正して新たに制定されました。

本書は現行信託法に関する数少ない体系書で、信託法の条文や論理構造に注意しながら緻密な解釈論
を展開しており、学生の皆さんには少々難解かもしれませんが、ただ、じっくり読み進めると、民法
の理解に役立つ点が多々あることに気がつきます。

信託法に関心を有する方はもちろん、民法学習をさらに一歩進めたいという方にとっても有用な書だ
と思います。是非チャレンジして下さい。(K&B)

Point!

P

時に図解をしながら、丁寧に解釈をすすめていきます。

第5節 とくに相殺をめぐって 141

第5節 とくに相殺をめぐって

1 問題の現れ方

信託財産の独立性が現れる重要な規律として、一定の相殺が禁止される
ということがある。たとえば、受託者Tに対して、信託財産責任負担債
権ではない債権に係る債権fを有している者Gに対して、Tもまた債権
f₂を有しているが、その債権は信託財産に属しているという例を考える
(図1)。このとき、Gがf₁とf₂の債権を相殺できるとすると、Gは、f₁と
いう信託財産に属する債権を消滅させることによって、Tの固有財産の
みを引き当てとする債権f₂を回収することになる。これは、Gが、信託
財産に属する財産を差し押さえること等ができない地位にあったこと(信
託23条1項、→112頁)に矛盾する。そこで、このような相殺は禁止されな
ければならない。ところが、Gが、f₂を取得する際に、f₁との間での相殺
を合理的に期待していたとすると、その期待を保護しなくてよいのかとい
う問題が生じる。

また、この例で、Tから相殺したとすると、Tは、信託財産に属する
債権f₂を消滅させることによって、自らの債務を支払ったことになる。
信託財産を自らの利益のために利用したことになり、これが許されるのか、
という問題が生じる。

以下、第三者からの相殺、受託者からの相殺の順で検討していく。

2 第三者からの相殺

(1) 原則

まず、Gからの相殺については、信託法22条1項本文が、3つの場合
を規定している。

- ① Gの債権がTの固有財産のみを引き当てとする場合(「受託者が固有
財産……に属する財産のみをもって履行する責任を負う債権」)(図1)。
- ② Gの債権がTの固有財産と甲信託の信託財産を引き当てとする場
合(「受託者が固有財産又は他の信託の信託財産……に属する財産のみをも

142 第3章 信託財産と受託者による取引のメカニズム

て履行する責任を負う債権」)(図2)。

- ③ Gの債権が甲信託の信託財産のみを引き当てとする場合(「受託者が
……他の信託の信託財産……に属する財産のみをもって履行する責任を負
う債権」)(図3)。

である。

①において、Gからの相殺が
原則として禁止されるべきこ
とは、すでに説明した。

②においては、Gの債権の引
き当ては、Tの固有財産と甲
信託の信託財産に属する財産
であるが、Gからの相殺
を認めると、乙信託の信託財産
に属する財産から債権を回収で
きることになり、乙信託の受託
者の利益を損なう。したがって、
相殺は禁止される。

③の状況は、甲信託が限定責
任信託(→131頁)のときや、T
が、Gと取引をする際に、その
債権の引き当てとできる財産を甲信託の信託財産に限定するという特約
(責任財産限定特約)を締結したときに生じる。そうすると、Gは甲信託の
信託財産に属する財産からしかf₂を回収する権利を有しないのであり、
乙信託の信託財産にGに対する債権f₂が属していたとしても、Gは、f₁
とf₂とを相殺することができない。そのような相殺を認めると、Gは、
乙信託の信託財産に属する財産から債権を回収できることになり、乙信託
の受託者の利益を損なうことになる。

ここで、「相殺できない」というのは、相殺の意思表示をしても効力が
生じない、という意味であり、したがって、相殺の意思表示がされても、
2つの債権はそのまま存在することになる。

